

ブラジル政府が分散型発電に対する 新たなインセンティブをスタート¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

ブラジル政府は昨年 12 月半ば、分散型発電 (Distributed Generation: DG) に対する新たなインセンティブ・プログラム「ProDG」をスタートさせた。ProDG は、電力消費者が分散型再生可能エネルギー電源によって自家消費の発電を行うことを奨励するものである。主な対象は太陽光発電 (PV) である。

ブラジルは日照資源に恵まれながら、再生可能エネルギーの開発では水力や風力が先行し、太陽光の導入は遅れていた。政府が大規模 PV を含む太陽光の導入を本格化させたのは、ここ 2 年ほどのことである²。近年、導入拡大が著しい風力発電に対しては大規模送電線の新設が急がれているが³、太陽光については、送電インフラに対するコスト削減の観点から、分散型発電の重要性がむしろ高まっている。昨年 8 月には、リオデジャネイロ州で、送電網を持たない地区の高速道路に計 3.2MW のソーラー街灯が設置されたというニュースが注目された⁴。

今回導入された ProDG は、具体的な支援策として、(1) 家庭や事業所の分散型 PV 設備で発電した電力の一定量を基準価格で買い取ること、(2) ネットメーターリングの余剰電力を市場で販売できるようにすること、(3) PV 設備を購入する消費者向けのファイナンス・スキームの設立、(4) PV 設備に対する輸入関税の引き下げなどを挙げている。(1) については、昨年 8 月時点で、政府は送電会社に対して、電力需要の 10% をルーフトップソーラーなどの分散型発電設備から購入するよう義務付ける方針であると報じられていた。今回、その方針のもとで、政府は送電会社が発電者に支払う基準価格を 454 レアル(約 13,000 円) /MWh に設定した。この価格は消費者物価指数に合わせて変動する。(2) では、現行のネットメーターリング (2013 年に導入) 制度を利用する消費者が、グリッドに供給する余剰電力を卸電力市場で直接販売できるようにする⁵。(3) については、政府主導のワーキンググループを設立し、消費者の PV 設備購入を手助けするファイナンス・スキームにつ

¹ 本稿は平成 27 年度経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外における再生可能エネルギー政策等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュース等を基にして作成した解説記事です。

² 2014 年夏のサッカー W 杯大会開催を契機に、大規模 PV プロジェクトが活発化した。政府は同年 10 月末に行われた初の太陽光発電専用入札で、31 件、計 889.7MW の PV プロジェクトと契約を結んだ。

³ <http://www.rechargenews.com/solar/1402679/brazil-pv-tender-ceiling-prices-need-to-rise-by-a-fifth>

⁴ リオデジャネイロ州の公共事業の一つで、高速道路全長 145km のうち、送電網が整備されていない 73km にソーラー街灯が設置された。京セラが同社製の PV モジュールを搭載した独立型ソーラー街灯 4,300 基を納入した。

⁵ 現行のネットメーターリングでは、利用者は供給した余剰電力をクレジットに交換 (電力料金との相殺) できるものの、卸電力市場での販売はできない仕組みとなっている。

いて検討する。また、病院や学校での分散型発電や省エネルギー・プロジェクトに対して、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）が低利の融資を行う。(4) に関しては、自家消費用の PV 設備に対する輸入関税を現行の 14% から 2% に引き下げる⁶。

その他のインセンティブとしては、分散型発電に対する国内外からの投資の誘致や、全サプライチェーンにおける職業訓練と専門家の養成などが含まれる。今後、前述のワーキンググループと、ブラジル電力規制局、および連邦政府の研究機関が、具体的な支援策を含む幅広いプロポーザルの作成に当たる。

ブラジル政府はこれらの支援策により、2030 年までに最大 270 万人の消費者が、住宅、商工業、農業部門のいずれかで分散型発電設備を設置すると予測している。これは計 23.5GW の発電設備容量に相当する。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp

⁶ 分散型 PV 設備では、自家消費された電力量に対しては各種の関税が免除され、送電網に供給した電力量に対してのみ工業製品税（IPI）と商品流通サービス税（ICMS、州税）が適用される。